

令和6年度 集団指導

運営指導での主な指摘事項

中部広域市町村圏事務組合



主な指摘事項等①(共通)

・ 障害者虐待防止のさらなる推進

障害者虐待に係る取組について、その取り組みが行われていない。

①従業者への研修実施

②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

③虐待の防止等のための責任者の設置

※ 主に①、②の未実施が確認されています。

主な指摘事項等②(共通)

・身体拘束の適正化の推進 ※一部の事業除く

身体拘束に係る取組について、主に下記の取り組みが行われていない。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ ②、③、④が行われていない場合、令和5年度より1日当たり5単位の未実施減算が適用され、本組合の運営指導において、ほとんどの事業所において未実施が確認されました。

主な指摘事項等③(共通)

- 感染症対策の強化(令和6年度より全サービス義務化)

感染症の発生及びまん延防止等の取組の徹底(委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施)について、その取り組みが行われていない。

- 業務継続に向けた取組について(令和6年度より全サービス義務化)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画策定及び研修、訓練の実施について、その取り組みが行われていない。

主な指摘事項等④(共通)

- 利用契約の締結

利用申込者との利用契約においては、利用契約、重要事項説明書など、当該利用申込者の同意を得ることとされているが、利用契約期間の相違や、法人等での契約が行われていない、障害児の利用契約において、児童名で契約行為が行われていることが確認された。

また、重要事項説明書と運営規定の相違がみられる。

- 契約内容の報告等

契約を締結した際に、契約内容報告書を市町村への報告が提出されていない。

- 従業者の秘密保持

従業者から、秘密保持に関する誓約書を取得されていない。

- 個人情報使用同意

個人情報使用の同意について、利用者及びその家族等から同意を得られていない。

主な指摘事項等⑤(共通)

• 管理者の責務・勤務体制の確保

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこととなっているが、その管理が適切に行われていない。

例1: 従業者や利用者のタイムカードの管理が適切になされておらず、出勤状況や利用状況が証明できない。

例2: モニタリングや個別支援計画の更新時期の管理が適切になされておらず、適切な時期に実施できていない。

例3: 従業者や利用者の勤務状況や利用状況、有給休暇等の管理が適切に行われていない。

例4: 従業者の資格証及び実務経験証明書が運営指導時に確認できない。

• 事故報告

事業所内等で発生した事故の市町村への報告が、速やかに行われていない。また、病院受診の際、事業所加入の損害賠償保険を適用していない。

主な指摘事項等⑥（共通※計画相談を除く）

• 個別支援計画について

個別支援計画について、下記の指摘が多くみられました。

例1: 個別支援計画が作成されていなかった。または、更新されていなかった。

例2: サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とは別の従業者が作成していた。

例3: 更新の度、一言一句同じ個別支援計画が作成されていた。

例4: 個別支援計画の本人同意がなかった。本人に交付されていなかった。

例5: サービス担当者会議が開催されていなかった。記録がなかった。

例6: 支援目標を達成しているとして評価されているが、更新後も同じ支援目標が設定されていた。

主な指摘事項等⑦（共通※計画相談を除く）

- サービス等利用計画と個別支援計画について

サービス等利用計画と個別支援計画について、下記の指摘が多く見受けられました。

例1: サービス等利用計画より先に個別支援計画が作成されていた。

例2: サービス等利用計画と相違する目標が設定されていた。

例3: サービス等利用計画が更新されても、個別支援計画の更新又は見直しが行われていなかった。

例4: サービス等利用計画にない利用日に利用が計画されていた。

※ 個別支援計画の作成にあたっては、サービス等利用計画との連動を常に意識してください。

主な指摘事項等⑧（共通※計画相談を除く）

- サービス提供実績記録

サービス提供の記録において、利用者本人への利用確認を行っていない。出勤簿（タイムカード等）とサービス提供実績記録が相違している。

- 個別支援記録等

アセスメント記録及び個別支援記録、サービス提供記録において、利用者の意向や相談内容、利用状況（身体・日常生活の状況、障がいの経過、住宅状況、家庭環境等）等の記載がされていない。

主な指摘事項等⑨（共通※計画相談を除く）

- 給付費の請求

利用者の利用実績(タイムカード等)と国保連へ請求している日数及び送迎加算や食事提供加算、欠席時対応加算等の回数が一致しない、また、その記録がない。

- モニタリング

モニタリングが実施されていないことや、実施されていても、その記録(日時・参加者・内容等)がない。

- 指定障害福祉サービス事業の評価

指定障害福祉サービス事業者は、事業評価を行わなければならないが、事業評価の実施が確認できない。

主な指摘事項等①(居宅系)

- サービス提供実績記録

居宅介護等のサービス提供実績記録が、実際の支援記録と相違している。また、支援記録にヘルパーの氏名やサービス提供時間の記載がされていない。

- 給付費の請求

給付費の請求が居宅介護計画に基づいて行われておらず、実際に要した時間により算定されている。

- 身分を証する書類の携行

従業者に身分を証する書類を携行させないといけないが、名刺を代用している。

- 派遣される従業者の職種

個別支援計画書において、派遣される従業者の種別の記載がなかった。

主な指摘事項等①(通所・就労系)

● 就労継続支援A型のスコア表

※ 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について
(最終改正 令和6年3月29日付け障発0329第41号))の通知を熟読し、
評価すること。

※ これまでの運営指導において、検査を行ったほぼ全てのA型事業所でスコア表の修正(減点等)が生じていますので、再度、自主点検をお願いします。

※ 令和3年度～令和5年度の運営指導において、スコア表の修正があり、過大な返還金が生じています。

主な指摘事項等②(通所・就労系)

• 就労継続支援A型のスコア表

①労働時間について

県へ提出されている工賃実績報告(別紙13-1)(以下、「工賃実績報告」という。)と実際に利用している時間数やタイムカードとの利用時間に相違がある。

②生産活動について

工賃実績報告と賃金台帳、生産活動収入の根拠資料(台帳・領収書・通帳等)の金額に相違がある。

③多様な働き方について

- ・前年度の実績を評価するものであるが、それ以前または今年度の実績にて評価している。
- ・実績があると答弁があるが、その記録がない。
- ・就業規則等に、在宅勤務、フレックスタイム制、短時間勤務、有給休暇の時間単位取得や計画付与制度、時差出勤制度、傷病休暇等の取得に関する事項の記載が無いが、評価(加点)されている。

主な指摘事項等③(通所・就労系)

• 就労継続支援A型のスコア表

④支援力向上

- ・特別支援学校からの視察や実習の受入は対象外であるが、実績として評価している。
- ・研修、視察、実習の受け入れ、販路拡大の商談会等への参加など、その確認できる記録が残されていない。
- ・研修会への参加の項目で、サービス管理責任者研修や相談支援従事者研修への参加で加点している。

⑤地域連携活動について

取り組みの実施結果及び連携先である企業や地域住民の当該取り組みに係る第三者からの評価のコメントが確認できなかった。

※ スコア表は、毎年度4月中にホームページ等で公表することとなっていますので、注意して下さい。
公表等を行っていない場合は、減算となる場合があります。

主な指摘事項等④(通所・就労系)

- 工賃

前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額及び設定した工賃の目標水準を利用者に通知していない。

- 工賃実績記録

生産活動における収入や工賃支払台帳などの根拠資料と、工賃実績報告が相違している。

- 余剰金の取扱い

生産活動により余剰金が生じているが、福祉活動に支出されていた。生産活動により余剰金が生じる場合は、原則賃金・工賃として支払うこととされているため、適切に支給すること。

- 会計の区分

福祉事業活動と生産活動の会計の区分が行われていない。

主な指摘事項等⑤(通所・就労系)

- 食事提供加算

市販の弁当を注文して加算を算定していた。

他の事業所で調理した食事を提供して加算を算定していた。

サービスを提供した記録が確認できなかった。

- 欠席時対応加算

欠席時対応加算の記録が確認できなかった。

- 施設外就労

就労支援を提供する場所に、支援者が配置されていない。

施設外就労先の企業との請負作業に関する契約が締結されていない。

主な指摘事項等⑥(就労系)

・在宅支援の記録

在宅支援については、下記①～⑦の要件のいずれにも該当する場合に報酬を算定できるが、これらを実施した記録が確認できなかった。

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

※ 上記①から⑦の要件を満たし、市町村からの在宅支援の決定を受けている方が対象となります。

主な指摘事項等①(児童)

- 利用定員の遵守について

恒常的に定員超過をしている状況が散見された。

一日の利用人数が150%を超過しているにもかかわらず、減算を適用していなかった。

- 人員配置について

サービスの提供時間を通じて、適切な人員配置がなされていないかった。

児童指導員の実務経験書が確認できず、児童指導員としての資格要件を確認できなかった。

※ 障害児通所支援においては、「提供を行う時間帯を通じて専ら、支援の提供に当たる」となっており、児童指導員又は保育士を提供時間を通じて常に配置することとなっています。

主な指摘事項等②(児童)

- 安全計画の策定等

安全計画の策定及び研修、訓練の実施が確認できなかった。

- 自動車を運行する場合の所在の確認

送迎や事業所外での活動等の場合、移動のため自動車を運行する場合には、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

また、障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認を行わなければならない。

※ 令和5年度から義務となっていますので、引き続き留意ください。

主な指摘事項等①(計画相談)

• 相談支援専門員の業務

以下の点について、**相談支援専門員が実施していないことが確認された**ため、適切に行うこと。

①サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の希望や課題等を把握し作成すること。

②アセスメントにおいては、原則、利用者の居宅等を訪問し、行うこと。

③アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。

また、補助員のみでアセスメントを実施していることも確認されたため、相談支援専門員も必ず同行して行うこと。

• 身分証

従業者に身分を証する書類を携行させないといけませんが、名刺を代替えとしていること確認された。

• インフォーマルサービス等

サービス等利用計画において、**障害福祉サービス等以外の福祉サービスや地域における自発的な活動によるサービス(インフォーマルサービス等)の記載が確認できなかった**。インフォーマルサービス等を活用した支援をサービス等利用計画上に位置付けるよう努めること。

主な指摘事項等②(計画相談)

• サービス等利用計画

サービス等利用計画案を作成した後、本計画が作成されていない。サービス等利用計画案を作成後には、本計画を適切に作成し、利用者へ同意取得と交付を行うこと。

また、一部の利用者については、サービス開始後に計画案又は本計画を作成しているため、計画案又は本計画はサービス提供前に作成し、利用者へ同意取得と交付を行うこと。

• サービス担当者会議

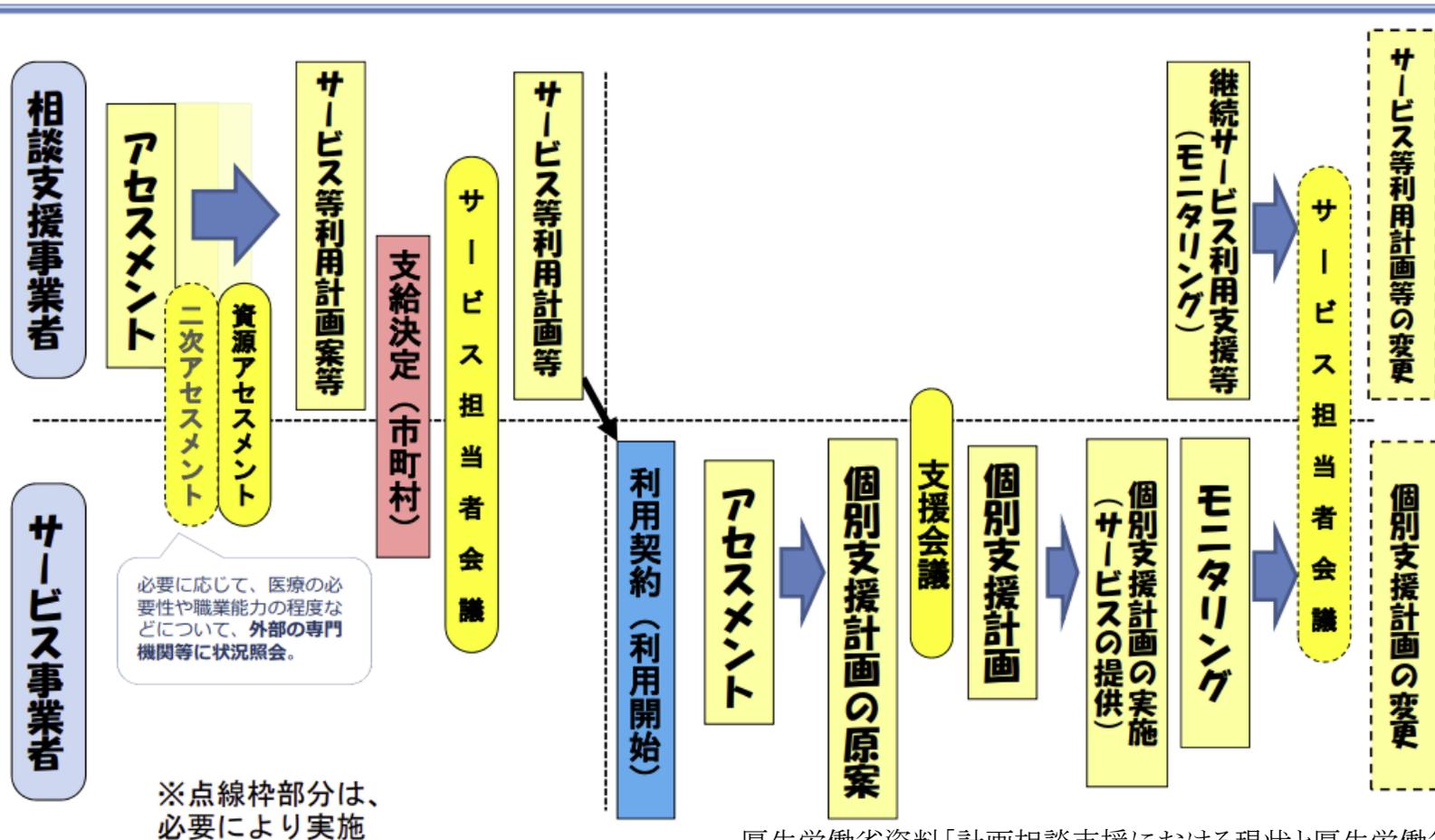
サービス利用支援の実施時においては、原則、利用者の居宅等を訪問し、面接等を行わなければならないが、居宅等を訪問していない。

• アセスメント記録

アセスメント記録において、病院等からの情報提供記録のみで相談支援事業所で実施したアセスメント記録が確認できない。

アセスメントにおいては、相談支援専門員が行い、適切に記録すること。

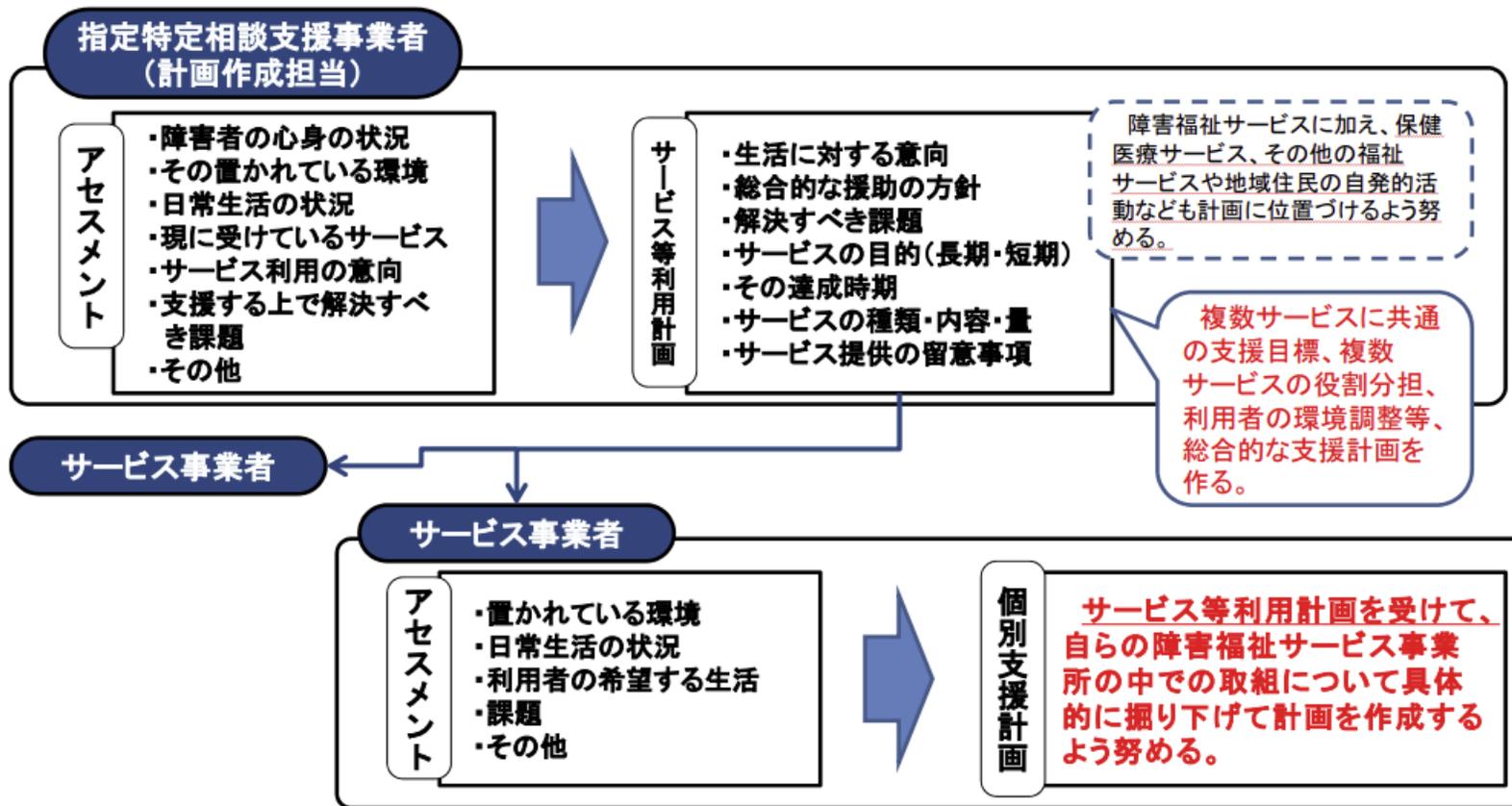
指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者 と障害福祉サービス事業者の関係



厚生労働省資料「計画相談支援における現状と厚生労働省の取組」より

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



厚生労働省資料「計画相談支援における現状と厚生労働省の取組」より

主な指摘事項等③(計画相談)

- モニタリング

モニタリングについて、モニタリング月と実施日に相違が確認されたことや、モニタリングを実施していないことが確認された。モニタリング月の管理を徹底し、モニタリングを適切に行うこと。

また、モニタリング報告書の利用者の同意を得た日付や押印漏れが確認されたため、適切に記入すること。

- サービス担当者会議実施加算

サービス担当者会議の記録が確認できない。